

大分県母子・父子福祉センター利用規則（改正案）

昭和六十一年三月三十一日

大分県規則第九号

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和六十一年大分県条例第五号。以下「条例」という。）第八条の規定により、大分県母子・父子福祉センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第二条 センターの利用時間は、次のとおりとする。

施設	利用時間
相談室	午前十時から午後六時まで。ただし、月曜日は、午前十時から午後五時まで
保育室	午前九時から午後五時まで
研修室	午前九時から午後九時まで。ただし、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）は、午前九時から午後五時まで
会議室	
第一和室	
第二和室	

2 条例第三条の二に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（休業日）

第三条 センターの休業日は、次のとおりとする。

施設	休業日
相談室	日曜日及び土曜日
保育室	国民の祝日 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで
研修室	一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
会議室	

第一和室
第二和室

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。

(利用許可の申請等)

第四条 研修室、会議室、第一和室及び第二和室（以下「研修室等」という。）の利用の許可を受けようとするものは、大分県母子・父子福祉センター利用許可申請書（第一号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の提出があつた場合において、研修室等の利用の許可をするときは、大分県母子・父子福祉センター利用許可書（第二号様式）を当該申請書を提出したものに交付するものとする。

(利用の中止等の通知)

第五条 前条第二項の許可書の交付を受けたものは、研修室等の利用を中止し、又は当該許可書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を指定管理者に通知しなければならない。

(使用料の納期)

第六条 研修室等の利用の許可を受けたものは、第四条第二項の許可書の交付を受ける際条例第六条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、知事が指定する日までに納入することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の禁止)

第八条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為について指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
- 二 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。
- 三 定められた場所以外で、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- 四 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 五 その他知事がセンターの管理上必要と認めて禁止する行為

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第六五号）

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第九八号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第二五号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

大分県母子・父子福祉センター利用許可申請書			
年　月　日			
殿			
申請者　住所 氏名			
電話　(　)　—			
(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
下記のとおりセンターを利用したいので、大分県母子・父子福祉センター利用規則第4条第1項の規定により申請します。			
記			
利 用 の 目 的			
利 用 の 日 時		利用会議室名(○印で囲む。)	
年　月　日　曜日 時 分から 時 分まで		研修室　会議室　第一和室　第二和室	
年　月　日　曜日 時 分から 時 分まで		研修室　会議室　第一和室　第二和室	
年　月　日　曜日 時 分から 時 分まで		研修室　会議室　第一和室　第二和室	
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名		電話(　)　—	
利 用 人 員		人	
※	受付 年　月　日	年　月　日	円
	利用者の別	1 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体 2 福祉関係法の適用を受ける団体(母子・父子福祉団体を除く。) 3 その他	
備　考			

注 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式(第4条関係)

大分県母子・父子福祉センター利用許可書	
第 年 月 日	号
殿	印
年　月　日付けで申請のあつたセンターの利用については、大分県母子・父子福祉センター利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。	
記	
利　用　の　目　的	
利　用　の　日　時	利用会議室名(○印で囲む。)
年　月　日　曜日 時　分から　時　分まで	研修室　会議室　第一和室　第二和室
年　月　日　曜日 時　分から　時　分まで	研修室　会議室　第一和室　第二和室
年　月　日　曜日 時　分から　時　分まで	研修室　会議室　第一和室　第二和室
利　用　責　任　者　の 住　所　及　び　氏　名	電話(　)　—
利　用　人　員	人
使　用　料	円
許　可　条　件	
備　考	

